

## トピックス

- [金誠同達法律事務所日本業務部門、外商投資法セミナーの開催に成功](#)

## 法令速報

- [『中華人民共和國民法典』の担保部分の適用に関する最高人民法院の解釈\(意見募集稿\)、公布される](#)
- [国家市場監督管理総局、「プラットフォームエコノミーの分野における独占禁止に関するガイドライン\(意見募集稿\)」を公布](#)
- [「著作権法」の改正案、可決される](#)
- [国家薬品監督管理局、「薬品オンライン販売監督管理弁法\(意見募集稿\)」を公布](#)
- [国家外貨管理局、「国家外貨管理局行政許可実施弁法\(意見募集稿\)」を公布](#)
- [国家医療保障局、医薬の価格および入札募集・調達信用評価格付けを規範化](#)
- [上海市事業者独占禁止法コンプライアンスガイドブック\(四回目の転載\)](#)

## 弁護士コラム

- [個人情報越境提供制度の解説について](#)
- [「原薬の分野における独占禁止に関するガイドライン\(意見募集稿\)」の内容の批評とご紹介](#)

## 重要法令対訳

- [「中華人民共和國個人情報保護法\(草案\)」中日対訳\(第二部分\)](#)

### 金誠同達法律事務所日本業務部門、外商投資法セミナーの開催に成功

中国において活躍されている日系企業の「外商投資法」に対するご理解の更なる深化のサポートに向けて、金誠同達法律事務所日本業務部門は2020年12月3日に上海オフィスにて「外商投資法を背景とするポストコロナ時代の企業が迎える法的課題について」と題するセミナーを開催いたしました。

今回のセミナーにおきましては、日本業務部門のシニアパートナーである張国棟弁護士と金英蘭弁護士が講師を担当させていただきました。張国棟弁護士は「外商投資法を背景とするポストコロナ時代における企業の再編と M&A について」と題し、ご参加いただいた皆様のために「外商投資法」を背景とする政府監督管理方法の変化と実行可能な企業再編方法を重点的に分析して解決策を導き出し、かつ、投資性会社の統合、外国投資者の上場会社に対する戦略投資の実施などの関連問題に対しても、分析を行わせていただきました。一方、金英蘭弁護士は「外商投資法施行後における合併パートナーとの関係処理と定款の改正について」と題し、「外商投資法」の中外合併企業にもたらす影響を周到に分析し、かつ、外国側の株主として採択することのできる対応措置をケースごとに検討させていただきました。セミナーの終了後には、二名の講師が皆様からご提起いただいたご質問に対して詳細かつ的確な解答を行わせていただきました。セミナーは参加者の皆様からの温かい好評を頂きました。

金誠同達法律実務セミナーは、金誠同達法律事務所日本業務部門がクライアントの皆様に向けて定期的に実施させていただいている「オーダーメイド」の活動であり、その趣旨は関心を集めている法的問題や企業の経営管理において遭遇する実務上の問題をめぐり、多くのクライアントのためにより良質なサービスをお届けすることにあります。更に多くのセミナーに関する情報につきましては、金誠同達の公式ウェブページと公式アカウントをご参照ください。

### 『中華人民共和国民法典』の担保部分の適用に関する最高人民法院の解釈(意見募集稿)、公布される

11月9日に、最高人民法院は「中華人民共和国民法典」の担保部分の適用に関する解釈の意見募集稿を公布した。本解釈においては、担保紛争の関連内容が明確化・細分化されており、これには一般規定、保証契約、担保物権、その他の担保の機能を有する担保などが含まれている。

従来の担保の方法に加えて、本解釈はさらに、所有権の保留、ファイナンスリース、ファクタリング等の担保機能を有する契約に起因して発生する紛争に適用される。このほかにも、会社の機関決議を要しないで担保が有効と認定できる状況について、本解釈においては、「全国人民法院民商事審判業務會議要綱」中の「会社と主債務者との間における相互担保等の商業的提携関係の存在」という状況は、採用されておらず、ただその他の三種の状況のみが規定されている。

(出典：<https://www.chinacourt.org/article/detail/2020/11/id/5567222.shtml>)

### 国家市場監督管理総局、 「プラットフォームエコノミーの分野における独占禁止に関するガイドライン(意見募集稿)」を公布

11月10日に、国家市場監督管理総局は同局の公式サイト上において「プラットフォームエコノミーの分野における独占禁止に関するガイドライン(意見募集稿)」(以下「ガイドライン」)を公布した。「ガイドライン」は合わせて6章、24条に分かれており、「独占禁止的法的」の基本制度と分析の枠組みの下で、プラットフォームエコノミーの特徴を踏まえ、独占的協定、市場支配的地位の濫用、企業結合および行政権力の濫用を通じた競

争の排除・制限などの関連制度に対する規定が行われている。

注意を要するのは、「ガイドライン」においては、特定の個別案件の中では関連市場を画定せずにプラットフォームエコノミーの分野における事業者の独占的行為の実施を直接認定することができるという旨が、指摘されているという点である。これと同時に、「ガイドライン」においては、変動持分事業体(VIE)構造にかかわる企業結合も、企業結合独占禁止の審査範囲に属するという旨が明確にされている。このほかにも、「ガイドライン」においてはさらに、ビッグデータとアルゴリズムに基づいて実施される差別的待遇の行為のパターン、および市場支配的地位の認定時における「市場シェア継続期間」等の要素に対する考量が規定されている。

(出典：[http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202011/t20201109\\_323234.html](http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202011/t20201109_323234.html))

### 「著作権法」の改正案、可決される

11月11日に、第十三回全国人民代表大会常務委員会第二十三次会议において『中華人民共和国著作権法』の改正に関する決定(以下「決定」)が審議され、かつ、可決された。同決定は2021年6月1日から施行される。

今回の改正においては、「作品」の定義が調整されており、「法律・行政法規の規定するその他の作品」という包括条項が、「作品の特徴に該当するその他の知的成果」に改正され、作品類型の法定原則が改められている。「決定」においてはさらに、「映画作品および類似の映画撮影・制作の方法をもって創作される作品」が、「視聴作品」に改正されており、このほかにも、放送権の調整範囲が、「有線または無線の方法を用いた普及または中継」に拡大され、かつ、放送権の統制範囲には、情報ネットワーク伝播権(中国語:「信息网络传播权」)が含まれないという旨が更に明確にされている。

権利侵害の処罰について、「決定」においては、著作権権利侵害の法定賠償の上限が500万元に引き上げられ、かつ、増設される法定賠償の下限は500元とされており、これと同時に、懲罰的賠償がさらに設けられ、故意に権利を侵害し、かつ情状が深刻な状況に対しては、権利者は確定した賠償金額の1倍から5倍の基準に従って懲罰的賠償の金額を確定すると請求することができるという旨が明確にされている。

(出典：[http://m.xinhuanet.com/2020-11/11/c\\_1126727505.htm](http://m.xinhuanet.com/2020-11/11/c_1126727505.htm))

### 国家薬品监督管理局、「薬品オンライン販売監督管理弁法(意見募集稿)」を公布

11月12日に、国家薬品监督管理局は「薬品オンライン販売監督管理弁法(意見募集稿)」(以下「管理弁法」)を公布した。「管理弁法」は合わせて六章から成り、薬品のオンライン販売管理、プラットフォーム管理、監督管理、法的責任などについて、「薬品管理法」の関連規定が細分化されている。

「管理弁法」においては、薬品のオンライン販売者や、オンライン販売の範囲などが明確にされており、かつ、薬品のオンライン販売者と第三者プラットフォームに対し、関連記録に対する保存の期間は、それぞれ5

年と3年を下回ってはならず、かつ、いずれも薬品有効期限満了後の1年を下回ってはならないという旨が要求されている。このほかにも、「管理弁法」においてはさらに、第三者プラットフォームの薬品オンライン販売者資格に対する審査義務、薬品情報に対する検査制度、違法行為発見後の報告義務などが規定されている。

(出典：<https://www.nmpa.gov.cn/xxgk/ggtg/qtggtg/20201112145637118.html>)

### 国家外貨管理局、「国家外貨管理局行政許可実施弁法(意見募集稿)」を公布

11月17日に、国家外貨管理局は「国家外貨管理局行政許可実施弁法(意見募集稿)」(以下「弁法」)を公布し、2020年12月17日まで社会に向けて公に意見を募集している。

「弁法」には、申請と受理、審査と決定、事情聴取、監督検査等の内容が含まれている。「弁法」においては、国家外貨局の出先機関は、細分化等の方法を通じて実質的に、またはみだりに行政許可を創設してはならず、職権を超過して行政許可を取り扱ってはならないという旨が規定されている。外貨局は行政許可申請の受理後に、法令に従って申請資料に対する審査を行わなければならない、みだりに許可の条件を増設または減少してはならない。このほかにも、外貨局は法により申請者の商業秘密と個人プライバシーを保護する。

(出典：<http://www.safe.gov.cn/safe/2020/1117/17600.html>)

### 国家医療保障局、医薬の価格および入札募集・調達信用評価格付けを規範化

11月20日に、国家医療保障局は「医薬の価格および入札募集・調達の信用評価取扱規範(2020版)」(以下「規範」)、ならびに「医薬の価格および入札募集・調達の信用格付裁量基準(2020版)」(以下「基準」)を公布した。医薬の価格と入札募集・調達の信用評価制度は、薬品と医療用消耗品の集中調達、プラットフォーム入札、ならびに公立の医療機構および社会保険医療保障資格を有する非公立の医療機構が実施する届出調達に適用される。ただ集中調達市場外で経営する医薬企業と医薬製品は、評価の範囲に属しない。

「規範」においては、信用評価目録リスト、企業の書面による信用遵守の承諾、信用失墜情報収集記録、信用失墜行為の信用格付け、信用失墜責任の分級処分、医薬企業の信用回復、信用評価制度の情報化構築などの制度規定が明確にされている。「基準」においては、上述の信用失墜行為の信用格付けの裁量基準が規定されており、信用失墜等級が「一般」、「中等」、「著しい」および「特に著しい」の四つの級に分けられている。

(出典：[http://www.nhsa.gov.cn/art/2020/11/20/art\\_37\\_3989.html?from=timeline](http://www.nhsa.gov.cn/art/2020/11/20/art_37_3989.html?from=timeline)  
[http://www.nhsa.gov.cn/art/2020/11/20/art\\_37\\_3991.html](http://www.nhsa.gov.cn/art/2020/11/20/art_37_3991.html))

### 上海市事業者独占禁止法コンプライアンスガイドブック(四回目の転載)

2019年の年末に、上海市市場監督管理局は中国国内で初めて「上海市における経営者のための独占禁止法をめぐるコンプライアンスガイドブック」(以下「ガイドブック」)を公布した。目下、中国全国範囲に適用できる独占禁止法ガイドラインが欠如しているため、同ガイドブックの公布は、多くの関心が寄せられた。これを受け、2020年7月13日に、上海市市場監督管理局はガイドブックの公式の英語版・日本語版・ドイツ語版を公布することになった。

同ガイドブックは、下記の七章からなる。

- 1 本ガイドブックについて
- 2 『中華人民共和国独占禁止法』について
- 3 法的責任
- 4 コンプライアンスの進め方
- 5 独占行為の識別と予防・制止
- 6 独占禁止調査へのご協力の方法
- 7 附則

同ガイドブックは、非常に理解しやすいと思われる。ご参照の便宜のため、同ガイドブックの本文を数回にわたって転載させていただきたい。

四回目の転載としては、同ガイドブックの第五章の第二部分(独占的協定)を転載する。

## 5 独占行為の識別と予防・制止(二)

### 『独占禁止法』によって禁じられている四つの違法行為02

#### 事業者による市場支配的地位の濫用

市場支配的地位は事業者の市場力に対する記述である。詳しく言えば、

事業者が関連市場において、商品価格、数量その他の取引条件(商品の品目、商品の品質、支払条件、納品方法、アフターサービス、取引選択、技術制約等)をコントロールできるぐらいの市場地位を有する。

他の事業者が関連市場への参入を妨げ、影響を与えることができるぐらいの市場地位を有する。

(他の事業者の関連市場への参入の排除、他の事業者の関連市場への合理的な時間内の参入を遅らせること、当該関連市場に他の事業者が参入できるにもかかわらず、参入コストが大幅に引き上げられたため、既存事業者とは効率的な競争を行うことができない場合等を含む)

事業者が市場支配的地位を有すること自体は違法ではない。『独占禁止法』は、事業者が合法的な経営を通じての市場支配的地位の獲得に反対しないし、一定の市場力を持つ事業者がより良い技術とより高い効率でより大きな成功を収めることにも反対しない。

一般的に、事業者の市場支配的地位の認定は、関連市場と関連要因を考慮しながら総合的に評価する必要がある。主に次の要素が考えられる。

- 事業者の関連市場におけるシェア及び関連市場の競争状況
- 事業者が販売市場又は原材料調達市場をコントロールする力
- 事業者の経済力と技術条件
- 他の事業者の取引際の当該企業への依存度
- 他の事業者の関連市場参入の難易度等

『独占禁止法』によると、次のいずれかに該当する場合、当該事業者が市場支配的地位を有すると推定される。(その反対を証明できる証拠がある場合を除く)

1/2

独自で  
 関連市場の  
 1/2の市場シェアを持つ

2/3

関連市場における別の事業者  
 との市場シェアの合計は全体  
 の2/3に達し、しかもいずれも  
 全体の1/10を下回らない

3/4

関連市場における別の2つの  
 事業者との市場シェアの  
 合計は全体の3/4に達し、  
 しかもいずれも全体の1/10  
 を下回らない

市場支配的地位を持つ事業者による競争を排除し、制限する結果をもたらす一部の行為を市場支配的地位の濫用と認定する。

#### 最も典型的な市場支配的地位濫用の主要行動パターンと説明事例

<b>不公平な高価格で販売したり、不公平な低価格で商品を仕入れたりする</b>	<p>1、ある会社はモバイル通信の標準必須特許技術を持ち、特許市場において100%の市場シェアを占めている。モバイル通信機器の生産企業にライセンスを授与する際、この標準必須特許を他の非標準必須特許と強制的に抱き合わせている。また、授権契約において、向こうが自らの知的財産権を同社に対して無料で付与しなければならないことを要求している。その上、授権価格は海外の取引条件の同一の企業に対する価格より明らかに高い。</p> <p>同社の上述した市場支配的地位の濫用行為は非常に悪質で持続時間も長いため、『独占禁止法』の関連規定により、同社は違法行為の停止を命じられ、また、前年度の国内売上高の8%にあたる過料を科され、合計60.88 億円である。</p> <p>2、2つの省にそれぞれ1つの薬品販売会社を設立した当事者方氏は、国内のある原料薬のすべてのメーカーと専売契約を結び、それぞれこの2社の名義で調印した。そして、方さんは300元/kgだっ</p>
---	--

	た原料薬の値段を30,000元/kgに値上げした。
正当な理由なくコストより低い値段で商品を販売する	ある会社のある製品の生産と販売は国内市場で市場支配的地位を持っている。販売時には販売奨励金戦略を実行し、多めに注文してくれる部分は低価格を表示させている。実際、この部分こそ他の競争者が生き残るための空間である。同社のこの戦略によって、他の競争者はクライアントが同社からもらうリベートを補填する必要が出てくることから、注文の増加を図るために、大幅な値下げやコストアップをせざるをえなかった。
正当な理由なく取引相手との取引を拒絶する	ある薬品会社は別の薬品会社とフェノール原料薬の全国総代理契約を締結し、その後ある時間帯にその会社以外のいかなる顧客に対しても商品の供給を停止した。その間、国内の多くの同類生産企業や医薬会社が同社からこの原料薬を購入しようとしたが、いずれも断られた。
正当な理由なく取引相手が自分の会社或いは自分の指定した事業者としか取引できないよう制限する	ある市場支配的地位を持つインターネットプラットフォーム会社は、自社のプラットフォーム上で販売活動をする企業が他の同じサービス内容を持つプラットフォームで業務を展開してはいけないことを要求している。もし業者が従わない場合、データ制限、支払いの遅延、商品の取り下げ、店舗閉鎖などの措置をとっている。このような行為は結局、他のインターネットプラットフォーム事業者の競争を制限し、排除する結果となった。
正当な理由なく商品やサービスの抱き合わせ販売をしたり、あるいは取引時にその他の不合理な取引条件を追加したりする	ある港湾会社は、船舶会社が当該港に寄港する際に同社の曳船サービスを優先的に購入しなければならないことを要求している。船舶会社が他社の曳船サービスを購入して入出港する場合、入港と出港の時間が遅延されてしまう。さらには入港を拒否されることもある。
正当な理由なく条件の同一の取引相手に対して取引価格などの取引条件において差別をつける	あるタバコ会社は巻きタバコの卸売業務を展開している。その中、ある貿易会社の傘下にある3つの巻きタバコの小売店に対する人気巻きタバコの供給量は、他のタバコ小売業者に対する供給量をはるかに超えている。すなわち、このタバコ会社は同類の取引カウントパートに対して仕入れ回数に関しても人気巻きタバコの供給量に関しても対応が異なるわけである。

国民経済の命と国家安全に関わる業種(給水、電力供給、ガス供給、電気通信、ケーブルテレビなどの公共企業を含む)及び法律に基づいて専業経営・販売を行う業界は、関連市場において市場支配的地位を有すると推定されやすく、独占禁止法上のリスクは比較的に高い。

法律に基づいて経営し、誠実に信用を守り、厳しく自粛し、一般公衆の監督を受けるべきである。特に注意

しなければならないのは、限定取引の実施、不合理な取引条件の付加、差別待遇など、市場支配的地位を濫用し、消費者の利益を損害する行為を避けることである。

◇ 特に説明すべきのは、

市場支配的地位を持つ事業者が行う上記のパターンに合致する行為の全てが必ずしも『独占禁止法』に違反するわけではない。一般的に、独占禁止法の執行部門が関連行為の違法性について判断する際は、合理的分析の原則に従い、行為の効果という観点から総合的に評価し、最終的に違法性認定の結論を出す。

事業者の行為が上記の典型的な濫用行為パターンの構成要件に合致し、同時に関連市場において支配的地位を有している場合、そのような行為の独占禁止法コンプライアンス問題に特に注意する必要がある。

(つづく)

## 個人情報越境提供制度の解説について

作者 韓 尚武

2020年10月21日に、全国人民代表大会常務委員会の法制工作委員会は、「中華人民共和国個人情報保護法(草案)」(以下「草案」という。)を公布し、かつ、外部に対して公に意見を募集した。これは中国において初の特別に立法の形式を用いた個人情報に対する全面的な保護の実施であり、中国における個人情報保護制度の更なる強化を表している。「草案」においては、専門の章節が設けられており、企業、特に外資企業が強い関心を寄せている個人情報の越境提供の問題に対する規定が行われている。本稿においては、その主要内容について、以下のとおり分析させていただく。

### 一 個人情報越境提供の前提条件

「草案」の規定によると、個人情報取扱者は中国国外への個人情報提供時において、以下の条件のうちの一つを満たす必要がある:

- (一) 国家ネットワーク情報部門が組織する安全評価の通過
- (二) 専門機構を経た個人情報保護認証の実施
- (三) 中国国外の受領者との契約の締結、双方の当事者の権利・義務の取決め、および当該受領者の個人情報取扱行為の「草案」の規定する個人情報保護標準達成の監督
- (四) 法律、行政法規または国家ネットワーク情報部門の定めるその他の条件

これと同時に、「草案」においてはさらに、重要情報インフラ運営者、および個人情報の取扱いが規定数量に達した個人情報取扱者は、中国国内で収集・発生した個人情報を中国国内に保存すべきと規定されている。確かに中国国外に提供する必要のある場合には、国家ネットワーク情報部門が組織する安全評価を通過すべきとされている。

上述の規定を踏まえて見ると明らかなおとおり、一般的な個人情報の越境については、安全評価、情報保護認証、または中国国外の受領者との契約の締結という三種類の方法の中から任意の一種を選択すること

ができる。しかし、重要情報インフラ運営者、および個人情報の取扱いが規定数量に達した個人情報取扱者については、仮に個人情報を越境させる場合には、必ず安全評価を行わなければならない。

## 二 情報越境安全評価の適用範囲

重要情報インフラ運営者の個人情報越境評価については、「サイバーセキュリティ法」の中に既に規定があり、「草案」はただのその内容に対する再述である。しかし、「個人情報の取扱いが規定数量に達した個人情報取扱者」の情報越境時における安全評価の実施については、今回の「草案」で新たに増加された内容に属している。

実際のところ、国家インターネット情報弁公室が2017年4月と2019年6月にそれぞれ公布した「個人情報及び重要データ越境安全評価弁法(意見募集稿)」(以下「旧意見募集稿」という。)と「個人情報越境安全評価弁法(意見募集稿)」(以下「新意見募集稿」という。)においては、ネットワーク運営者の中国国外への個人情報の提供が既に規定されており、安全評価を行うべきとされている。一方、「草案」の定める「個人情報取扱者」の範囲は、疑いもなく「ネットワーク運営者」に比べて更に広範であり、これはなぜかと言うと、「草案」によれば、おしなべて個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開等の行為の目的と方法を自主的に決定することのできるすべての組織または個人は、いずれも「個人情報取扱者」に属しているからである。

しかし、注意を要するのは、すべての「個人情報取扱者」が個人情報の越境時に必ず安全評価を行う必要があるのではなく、ただ取り扱う個人情報が一定の数量に達した際においてのみ、その義務の履行が要求されるという点である。「草案」が仮に実施することのできた場合には、この数量の要求は、一般的な企業の中国国外への個人情報提供時における安全評価実施の要否に対する一つの重要な判断要素になる。

前述の旧意見募集稿の中のように、越境安全評価を行う必要のある越境個人情報の数量を50万人以上に限定し、またはデータ量を1000GB以上とした場合には、この数量基準は非常に高いものであり、仮に「草案」の実施後にこの標準を援用することのできる場合には、実際のところは大多数の企業の情報越境時における安全評価義務を免除することになる。しかし、旧意見募集稿が既に新意見募集稿に代替されており、新意見募集稿においては既に上述の標準が削除されている点に鑑みると、「草案」の実施後に新たな更に低い数量基準が設けられる可能性は、拭い去ることができず、これに対しては、引き続き関心を払う必要がある。

## 三 中国国外の受領者との契約締結の要求

前述のとおり、「草案」によると、重要情報インフラ運営者、および個人情報の取扱いが規定数量に達した個人情報取扱者を除き、その他の主体は、中国国外に個人情報を提供する際には、原則として安全評価を行わないことができ、ただ要求に従って中国国外の受領者と契約を締結すればよいとされている。このほかにも、新意見募集稿によると、ネットワーク運営者は安全評価の実施時において同様に中国国外の受領者と締結した契約を提出する必要がある。このため、中国国外への個人情報提供の法令遵守性の有無の判断時においては、中国国外の受領者と締結した契約が、一つの重要な判断要素となるものと考えことができ、これに対して企業は今後強く重視すべきである。

当該契約の内容と要求について、「草案」においてはただ漠然と、双方の当事者の権利・義務を取り決め、かつ、情報の受領者に対する監督の実施を個人情報取扱者に要求し、これによりその個人情報取扱行為の

「草案」の規定する個人情報保護標準の達成を確保する必要があるものと規定されているだけである。具体的な内容についてはさらに、「草案」の実施後に関連法規を通じて明確化が行われる必要がある。

このほかにも、新意見募集稿の中では、契約の双方の当事者の権利と義務に対する比較的詳細かつ具体的な規定が行われており、現段階においては、企業はこれを参考にすることができる。

(一) 受領者は、契約の締結と履行の義務が、受領者の所属する国家の法的要求に違背していない旨の確認を確保しなければならない。

(二) 受領者は、契約に取り決めた目的に従って個人情報を使用しなければならず、個人情報の中国国外における保存期間は、契約に取り決めた期限を超過してはならない。

(三) 受領者は、個人情報主体のために、その個人情報にアクセスするルートを提供しなければならず、個人情報主体がその個人情報の更正または削除を要求したときは、合理的な代価と期限の範囲内において、対応、更正または削除しなければならない。

(四) 特定の状況を除き、受領者は、受領した個人情報を第三者に伝送してはならない。

(五) 不当な使用等の原因により個人情報主体の権利の侵害が引き起こされ、かつ、中国国外の受領者から賠償を取得することができないときは、情報提供者は、先行して賠償しなければならない。

#### 四 個人に対する告知、および単独の同意

安全評価、情報保護認証または契約締結の前提条件を満たすほかにも、個人情報取扱者は中国国外に個人情報を提供する際にはさらに、個人情報の権利主体(以下「個人」という。)への告知義務を履行し、かつ、その同意を取得すべきとされている。

具体的に述べると、中国国外への個人情報の提供前においては、個人情報取扱者は個人に以下の事項を告知すべきとされている:

- (一) 中国国外の受領者の身分および連絡方法
- (二) 個人情報の取扱目的および取扱方法
- (三) 個人情報の種類
- (四) 個人が「草案」の規定する権利を中国国外の受領者に行使する方法
- (五) その他の事項

このほかにも、「草案」においてはさらに、個人情報取扱者は個人情報の中国国外への提供について、個人の単独の同意の取得義務が要求されている。すなわち、上述の詳細な告知義務の履行を基礎とし、個人情報取扱者は個人の個人情報越境に対する明確な同意を一対一で取得する必要がある、これは疑いもなく企業の義務を加重し、かつ、個人情報の越境を更に難化させる恐れがある。

### 「原薬の分野における独占禁止に関するガイドライン(意見募集稿)」の内容の批評とご紹介

作者 李 太陽

2020年10月13日に、国家市場監督管理総局は「原薬の分野における独占禁止に関するガイドライン(意見募集稿)」(中国語:「关于原料药领域的反垄断指南(征求意见稿)」)、以下「ガイドラインの草案」)を公布し、公に意見を募集していた。一方、中国の独占禁止法執行機構はこれまでも、十数件の原薬業界の独占禁止

法違反案件を取り締まってきている。ガイドラインの草案の公布は、中国の薬品分野における独占禁止に対する監督管理の漸次的な強化のすう勢も反映していると思われる。

## 一、背景と概要

ガイドラインの草案は形式と構造の面においては、中国の「独占禁止法」の規定を遵守しているとともに、内容の面から見ても、中国の独占禁止法執行機構の医薬業界における独占禁止法執行の成果と実務経験が反映され、かつ、汲み取られている。ガイドラインの草案においては、冒頭部分にその趣旨が定められており、その目的は、原薬産業の健全な発展の促進、原薬の分野における市場競争秩序の擁護、消費者の利益と社会公共の利益の保護などにある。これらの対応措置の原因を突き詰めてみると、それは 2015 年の中国における薬品価格改革の下での大部分の薬品価格の開放以降、医薬業界に対する市場参入規制・許認可の特殊性により、市場における競争が十分ではなく、各種の競争の排除・制限行為が存在しており、原薬と薬品の価格が大幅に上昇していたからであり、これは中国の医薬分野における大部分の独占禁止案件が 2015 年以降に発生していたことの原因でもあった。

## 二、関連市場の画定

関連市場の画定について、ガイドラインにおいては、原薬の関連商品市場が具体的な状況に応じて原薬生産市場と原薬取次販売市場への更なる細分化を要する可能性のあるものと規定されている。薬品の生産に対して特別な役割を果たす原薬は、一般的には単独の関連商品市場を構成する。これと同時に、同種の原薬の品質等級や適用範囲の差異も、関連市場の細分化を引き起こす可能性がある。実務を踏まえて見ると、関連商品市場が細分化されればされるほど、当事者の比較的の高い市場シェアの保有は、更に容易に引き起こされており、これが当事者の市場支配的地位の存在を認定または推定する際の重要な根拠になっている。

## 三、水平型独占的協定の具体的な類型の列挙

ガイドラインの草案においては、原薬の生産企業の間における共同生産、共同調達、共同販売、共同入札などの協定の取決め、および原薬の取次販売企業の間における調達数量、調達元、販売価格、販売数量、販売先などをめぐる協定の達成が、水平型独占的協定を構成する可能性のある旨が規定されている。ガイドラインの草案においてはさらに、原薬の生産企業は第三者（たとえば、原薬の取次販売企業、川下の薬品生産企業など）を通じた原薬の販売価格、生産量の規模、生産・販売計画などの機微情報の疎通を回避すべきである旨が特別に規定されている。過去の処罰事例を踏まえて見ると、医薬業界の事業者はたとえ情報を競争業者に自主的に提供していなかったとしても、仮に一致した行動を取っていた場合には、依然として独占的協定を構成する可能性がある。

## 四、転売価格の維持以外の垂直型独占的協定の明確化

ガイドラインの草案においては、垂直型独占的協定の形式、表現形式などに対する明確な規定が行われている。その規定によると、原薬の分野においては、垂直型独占的協定は主として、生産企業または取次販売企業と、川下の企業との間における取次販売協議書の締結を通じて達成され、口頭の取決め、書面の書状、電子メール、価格調整通知書などの形式を通じて達成される可能性もある。垂直型独占的協定は、直接的な制限の形式をもって表現することもでき、かつ、間接的な制限の形式をもって表現することもできる。このほか、転売価格の維持のほかにも、地域制限または顧客制限も、垂直型独占的協定を構成する可能性がある。取り締まられた医薬業界の垂直型独占的協定案件の中でも、既に地域制限と顧客制限にかかわっていた事例が存在している。

## 五、市場支配的地位濫用の表現形式の列挙

ガイドラインの草案および既に取り締まられた事例を踏まえて見ると、中国の原薬市場における市場支配的地位濫用行為には、一定の共通性があり、これには例えば、不合理な高価販売、納品の拒絶、生産の制限、価格の引上げ、排他的販売または排他的代理の強制要求、売戻しの強制要求、抱き合わせ販売の

強制、その他の不合理な取引条件の付加などが含まれている。ガイドラインの草案においてはさらに、原薬の分野における市場支配的地位の認定や、各種の市場支配的地位濫用行為の具体的な表現形式などに対する列挙が行われている。ガイドラインの草案においてはさらに、二社以上の原薬の生産企業または取次販売企業が、共同で市場支配的地位濫用行為を構成する可能性のある旨が規定されている。実務の面では、ある原薬の取次販売業者による市場支配的地位濫用案件の中で、独占禁止法執行機構が三社間の従業員の兼職、業務上の関連性、財務上の連絡などの面における支配的関係を根拠とし、三社が独占的行為を共同で実施していた旨を認定したことがある。

## 六、法定の申告基準に達していない企業結合に対する審査実施状況の規定

原薬業界における企業結合（中国語：「経営者集中」）について、草案においては、その他の業界と同様に、法定申告基準到達時における事前申告義務が規定されている。現在のところ、既に数件の医薬企業が法により申告せずに企業結合を実施したことにより処罰された事例が存在している。草案においてはさらに、原薬業界の特殊性を考慮し、一部の原薬の品種の市場規模が相対的に小さく、事業者の年間営業額が法定の申告基準に達しておらず、自主的に申告せずに企業結合を実施した状況に対し、仮にその取引が競争を排除または制限する効果を有しており、または有する可能性のあった場合には、独占禁止法執行機構は調査を始動することができるという旨が特別に規定されている。

## 七、その他

草案においてはさらに、原薬と薬品の特殊性と機微性により、原薬の事業者による独占的行為の実施、特に、違法性を明らかに知り得ているにもかかわらず、依然として独占禁止調査を故意に回避する行為に対しては、厳重に処罰を下すという旨が規定されている。

このほかにも、ガイドラインの草案の原薬に対する定義（化学原薬、漢方薬、薬用賦形剤ならびに川上の化学工業原料および医薬中間体を含む。）に基づいて見ると、本ガイドラインの適用範囲は相当に広範である。このため、関連企業は後続の動向に対して綿密に注意を払い、かつ、できる限り早急に具体的対策を採択し、これにより関連の独占リスクを最大限に回避する必要がある。

## 「中華人民共和国個人情報保護法(草案)」中日対訳(第二部分)

近年、中国では個人情報に対する保護が継続的に強化され、個人情報保護に関する法令が継続的に公布されていますが、これまで個人情報の保護に関する専門的な法律はありませんでした。2020年10月21日、全国人民代表大会法工委は「中華人民共和国個人情報保護法(草案)」を公布し、意見公募を始めた。「中華人民共和国個人情報保護法」が正式に公布されれば、個人情報保護に関する最初の専門的、体系的な法律規範となり、企業の個人情報保護制度に重要な影響を及ぼすこととなります。弊所は「中華人民共和国個人情報保護法(草案)」を和訳し、二回に分けて掲載する予定です。なお、今回は第二部分を掲載します。詳細につきましては、[こちらをご覧ください](#)。

(終わり)

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見のある方は [newsletter@jtnfa.com](mailto:newsletter@jtnfa.com) までご連絡ください。
- 本誌内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承下さい。

- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtnfa.com/JP>